第14回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和４年７月25日（月）午後２時３分から３時17分

2　会議の場所　　気仙沼市役所 ワン・テン庁舎 大ホール

3　出席農業委員（12名）

１番　鈴木敏榮（欠）	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ（欠）	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志	

4　出席農地利用最適化推進委員（９名）

15番　松　敏明	16番　村上正博（欠）	17番　千葉清幸
18番　白幡高二		20番　佐藤信行（欠）
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛（欠）
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員

１番　鈴木敏榮　　７番　熊谷まゆみ

6　欠席農地利用最適化推進委員

16番　村上正博　　20番　佐藤信行　　23番　及川　衛

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農業振興地域の整備に関する法律第13条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について
第３　議案第２号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
第４　議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請について
第６　議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請について
第７　議案第６号　非農地証明願について
第８　報告第１号　農地現状変更届の報告について
第９　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主幹	村上　将
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後２時３分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，12 人であります。 定足数に達しておりますので，第 14 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，１番鈴木敏榮君，７番熊谷まゆみ君の２人であります。農地利用最適化推進委員は，16 番村上正博君，20 番佐藤信行君，23 番及川衛君の３人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，２番熊谷活男君と３番尾形稔君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。農用地利用計画の変更内容についてでありますが，土地利用の現況は，農用地区域からの除外の総面積は 2,417.9 ㎡，内訳は田 2,137.9 ㎡，畑 280 ㎡となっております。農用地区域編入に係る申請はありませんでした。 議案書２ページをお開き願います。農用地区域からの除外に係る申請について，受付番号１番，唐桑町中井。議案関係図面は１ページになります。土地の地目，地積，事業計画者等については，議案書記載のとおりです。受付番号２番以降は省略します。契約内容は使用貸借。申請目的等は一般住宅建築。居宅２階建１棟 120.90 ㎡。生活排水は浄化槽を設置処理後，既設の市道側溝に流します。 受付番号２番，本吉町寺沢。議案関係図面は２ページになります。契約内容は寄付。無償譲渡でございます。申請目的等は駐車場用地で，駐車場 36 台分でございます。 受付番号３番，本吉町平椚。議案関係図面は 10 ページになります。契約内容は使用貸借。申請目的等は一般住宅建築。居宅平屋建１棟 119.10 ㎡。駐車場６台分でございます。 以上，農振除外の受付番号１番から３番までの３件の農用地利用計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 農振除外の受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。生活排水も浄化槽等を利用するということで，何ら問題ないと思われます。

議　　長	受付番号２番はいかがですか。６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。一番最後の田んぼになって，排水路でいくので，上の人達の水路とかには影響ないということで，排水が非常に良くない土地なので，転用した方がかえっていい感じの場所です。ということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。今回の除外に対して何ら問題ございません。以上でございます。
議　　長	農振除外の受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。先ほどの農地検討委員会でも協議しましたけれども，各担当委員の調査により許可相当ということで異議ございません。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，異議ない旨の意見を付して，気仙沼市長へ答申することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書５ページをお開き願います。受付番号１番，長磯鳥子沢。議案関係図面は16ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については議案書記載のとおりであります。当初計画の許可日許可番号は平成25年６月17日気振指令第236号。目的は車庫兼物置建築でございました。変更後の計画は車庫兼物置建築を取止め，３台分の駐車場設置に変更するものでございます。当初計画の車庫兼物置建築を断念。現在浄化槽上部に車を止めているが，浄化槽維持管理に支障が生じるため，駐車場用地を設けるものでございます。 以上，受付番号１番の１件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。22番佐藤委員。

22番佐藤委員	22番佐藤です。昨日４名で見てまいりました。事業計画変更ということで何ら問題ないということで見てまいりましたので，よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。申請案件は，車庫兼物置から駐車場に変更するということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	(議案朗読)
及川次長	(議案説明) 議案書７ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，松崎柳沢。議案関係図面は19ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。都市計画区域外。農用地区外。経営面積は4,390㎡。労働力は２人。従事日数は160日。農機具等はトラクター１台，耕耘機１台を所有しています。譲り受け，耕作するものでございます。この農地の管理・耕作については，そのほとんどを譲受人の実弟が行うとのことであります。 受付番号２番，本吉町下川内。議案関係図面は21ページになります。都市計画区域外。農用地区外。経営面積は6,793㎡。労働力は２人。従事日数は180日。農機具等はトラクター１台，田植機１台，コンバイン１台，耕耘機１台，管理機１台を所有しています。譲り受け，耕作するものでございます。 議案第３号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。13番畠山委員。
13番畠山委員	13番畠山です。場所的には三峰公園の下の方です。この辺周辺は，ほとんど耕作放棄した方々の農地が点在している場所で非常に荒れています。実際私たち日曜日に見に行ったのですけど，なかなかこの場所に到達するのに大変なところでした。ただ耕作を実際する方が，どの程度の能力を持った方か分かりませんけれども。たぶん重機

	で伐根しながら整地しないと農地にならないところで，大変な場所であると思います。そういう中において借り受けして代理で耕作するということなので，将来，地域の見本になるのかなと思っております。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。場所は譲受人の家のすぐ脇ですので，譲り受け耕作するということなので異議ありません。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。１番はですね，農地検討委員会で報告があったのですけども，北海道の方が農地を求めて耕作できるのかというお話しがあったわけでありますけども，弟の方が確実に耕作するということで，許可相当ということで。２番も同じく許可相当ということです。以上でございます。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。農地法第３条調査書に記載されている事項は，譲受人のことを書いてあるのか，それとも実際に耕作する弟さんのことを書いてあるのか，どうなのか教えていただきたい。それから何を作るのか聞きたい。第６号に書いてあることと整合性が取れるかどうかということを教えてください。以上です。
議　　長	はい，事務局回答願います。
及 川 次 長	耕作者の実の弟と，二親等以内の身内であれば転貸とかでなくて，同じ農業に当たるということで問題ないということを農林水産省の方で確認しております。この点に関しては問題ないと思われます。あとは農機具等ですけど，これは恐らく譲受人の方の物だと思うのですけど，以前この方はこちらに住んでおったそうですけども。北海道の方に引っ越しなさったということで。農機具とかに関しても譲受人の方の所有物と思われます。それから日数ですけど，弟さんが 150 日，譲受人の方が 10 日というふうな日数で申請をされております。作物は普通野菜ということで申請されております。以上です。
議　　長	髙橋委員，よろしいですか。
６番髙橋委員	はい。
議　　長	他にありませんか。 15 番松委員。
15 番松委員	15 番松です。確認のためですけども，この農地法第３条調査書の内容は，譲受人本人が，トラクターを持っているとか，160 日従事するということでよろしいですか。
議　　長	はい，事務局。
及 川 次 長	農機具に関しては譲受人の方の物です。労働日数ですけども 160 日ということで申請をいただいているのですけども，150 日を弟さん，10 日を北海道在住の譲受人の方ということで申請をいただいております。
議　　長	松委員。

15番松委員	最後にちょっと細かいことですけども，譲渡人と譲受人の関係はどういう関係なのですか。
議　　長	はい，事務局。
及川次長	実の兄弟です。
議　　長	松委員，よろしいですか。
15番松委員	はい。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書９ページをお開き願います。受付番号１番，最知北最知。議案関係図面は23ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。都市計画区域外。農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は漁業用資材置場でございます。漁網のメンテナンス並びに保管の土地として使用いたします。 受付番号２番，松崎萱。議案関係図面は26ページになります。都市計画区域内。第一種住居地域。農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は共同住宅建設です。共同住宅建設により，賃料収入を得て，所有不動産の管理費用に充当するとのことです。 受付番号３番，本吉町洞沢。議案関係図面は34ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は宅地拡張でございます。転用の手続きをしないまま宅地として利用していたことについて始末書の提出があります。 以上，受付番号１番から３番の３件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。22番佐藤委員。
22番佐藤委員	22番佐藤です。昨日４名で見てまいりました。自己転用ということで，漁業用資材

	を置くということで何ら問題ないということで見てまいりました。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。13 番畠山委員。
13 番畠山委員	13 番畠山です。場所的には松岩小学校の西側のところにあります。近所に農地はありませんので，側溝等においてもきちんと整備なってありますので問題ないと思います。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。この地域は大谷の西の方になりますけども。今回住宅の一部にすることについては，何ら農業上の問題はございません。許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。３件の案件とも担当委員の調査により許可相当ということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書 11 ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町洞沢。議案関係図面は 37 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。都市計画区域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。契約内容は使用貸借。目的は居宅新築です。居宅２階建１棟 69.56 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号２番，唐桑町石浜。議案関係図面は 42 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は売買。目的は駐車場敷地。駐車場３台分でございます。 受付番号３番，松崎上赤田。議案関係図面は 45 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は売買。目的は駐車場建設。駐車場 13 台分でございます。

	受付番号４番，松崎上赤田。議案関係図面は 48 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は賃貸借。目的は駐車場建設。駐車場９台分でございます。 受付番号５番，所沢。議案関係図面は 51 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は一般住宅建設。居宅２階建１棟 59.62 ㎡。駐車場４台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号６番，所沢。議案関係図面は 56 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は一般住宅建設。居宅２階建１棟 59.62 ㎡。駐車場４台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号７番，上田中一丁目。議案関係図面は 61 ページになります。都市計画区域内。商業地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。契約内容は賃貸借。目的はコンビニエンス・ストア敷地です。店舗 225.09 ㎡。駐車場 16 台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。転用許可を得ないままプレハブ小屋の設置，敷砂利をしていたことについて始末書の提出があります。 受付番号８番，唐桑町上小鯖。議案関係図面は 66 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は売買。目的は太陽光発電施設。太陽光パネル 260 枚を設置いたします。 受付番号９番，九条。議案関係図面は 70 ページになります。都市計画区域内。第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は一般住宅建築。居宅１階建１棟 87.75 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。転用許可を得ないまま敷砂利があることについて始末書の提出を求めています。 受付番号 10 番，唐桑町舘。議案関係図面は 74 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は資材置場建設。土地の造成 468.00 ㎡でございます。 受付番号 11 番，岩月宝ヶ沢。議案関係図面は 77 ページになります。都市計画区域内。第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。契約内容は賃貸借。目的は太陽光発電敷地建設。太陽光パネル 220 枚を設置するものでございます。転用許可を得ないまま資材が置きっぱなしになっていることについて始末書の提出を求めています。 受付番号 12 番，川原崎。議案関係図面は 81 ページになります。都市計画区域内。第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は建売住宅建築。居宅２階建４棟 428.08 ㎡。駐車場８台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号 13 番，松崎上赤田。議案関係図面は 88 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は一般住宅建築。居宅２階建１棟 133.73 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。住宅進入路は農転許可済でございます。 受付番号 14 番，松崎上赤田。議案関係図面は 92 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は通路建設。通路 46 ㎡でございます。 受付番号 15 番，上東側根。議案関係図面は 95 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は使用貸借。目的は通路建設。通路 350 ㎡でございます。転用許可を得ないまま使用していたことについて始末書の提出があります。 受付番号 16 番，本吉町府中。議案関係図面は 98 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は贈与。目的は居宅新築。居宅２階建１棟 110.07 ㎡。駐車場４台分。排水は合併処理後，放流水を敷地内に地下浸透させます。 受付番号 17 番，本吉町長根。議案関係図面は 105 ページになります。都市計画区域外。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は売買。目的は居宅新築。居宅２階建１棟 129.13 ㎡。駐車場３台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 以上，受付番号１番から 17 番の 17 件について御審議をお願いします。

	以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。先ほどの４条の１番最後の案件と同じところでございまして，農地を，今回は住宅を新築するということになっています。農地法上では合併浄化槽で下の排水路に流すということで。隣には農地はございませんので，何ら影響はないと思われますので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。周りにも特に畑もなく，道路ばかりなので何ら問題はないと思われます。
議　　長	受付番号３番と４番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。昨日４名で見てまいりました。以前にも農振除外で見たところでございまして，排水も出ないということで許可相当と見てまいりましたので，よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号５番と６番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。土曜日に委員４人で確認に行って来ました。ここは傾斜畑の１番下の部分で，もともと排水に問題ないところで，付属の道路には側溝も整備されていて問題ないものと思われます。
議　　長	受付番号７番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は上田中一丁目の区画整理地内ということでありまして。申請地は既に砕石が敷かれて，駐車場として利用されておりましたけれども，始末書も提出されておりますので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号８番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。太陽光パネルということで何ら問題はないと思われます。
議　　長	受付番号９番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。排水経路も合併処理後，側溝へ流すということで許可相当と思われます。
議　　長	受付番号 10 番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。周りを道路と山に囲まれておりまして，資材置場としては何ら問題ないと思われます。
議　　長	受付番号 11 番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。太陽光発電の建設ということでございます。現地に行きましたら綺麗に刈り払いされておりました。何ら問題ないと確認しております。よろしくお願いします。

議　　長	受付番号 12 番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。ここは土曜日に委員４人で確認して来ました。接続する道路には側溝も入っておりまして，付近に与える農地には何ら影響がないものと思われます。
議　　長	受付番号 13 番と 14 番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。昨日４名で確認してまいりました。農用地区域外ということで住宅地でございます。何ら問題なく見てまいりました。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号 15 番は私の担当であります。始末書の提出がありましたが，周辺の農地に及ぼす影響がないということで許可相当と思われます。
議　　長	受付番号 16 番はいかがですか。25 番三浦委員。
25 番三浦委員	25 番三浦です。今朝ほど４人で行って現場を確認したのですけれども。合併処理もしっかりなっているようですし，排水溝も近くにあるようなので問題ないと思われます。
議　　長	受付番号 17 番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。農振除外の後の，次のステップに入ったということで何ら問題ないと思われます。
議　　長	受付番号１番から 17 番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も周辺農地への影響がないということと，排水処理もしっかりなっているということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。確認したいのは 15 番目の始末書です。ここに書かれている内容は，これ事実なのですか。
議　　長	はい，事務局。
及 川 次 長	こちらにつきましては，去年なのですけど，前任者が対応して説明はしておりまして。一時転用であれば農振除外をしなくても３年未満であれば大丈夫ですと説明したとは思うのですけども。それを申請者がちょっと都合よく解釈されたようでして。それで，ちょっと齟齬がございまして，現場の方，こちらに申請しないで敷砂利等をしたような感じになっておったようでございます。
議　　長	はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。こういうことが言われたのであれば，事務局の方に瑕疵があったというふうになってしまうのではないか。それで公文書ですから相手が有利になりますよね。こういう文面に書かれては農業委員会としては困る文面でないでしょうか。
議　　長	はい，事務局。
及 川 次 長	以後，同様の内容がございましたら，このようなことがないようにしたいと思います。

議　　長	休憩します。
議　　長	再開します。 はい，事務局説明をお願いします。
及川次長	内容がうまくないということで，始末書の提出した申請者の方に始末書の修正を依頼してみたいと思います。
議　　長	６番髙橋委員，よろしいですか。
６番髙橋委員	６番髙橋です。その前の，今皆さん誤解しないで農地法をきちんと頭に入れてから始まっていいと思うのですよ。きちんと今後コンプライアンスで見ていただいて，先ずは，この文書から，ここのところが全く不要だということが分かりますので，先ずは相手方にその辺を説明して削除することが妥当かと思われますからお願いします。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，議案第６号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	(議案朗読)
及川次長	(議案説明) 議案書 14 ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町寺沢。議案関係図面は 111 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。都市計画区域外。農地以外に供された事由は，平成３年 11 月 25 日付け宮城県迫農指令第 661 号の許可により，ため池に転用したが，平成 25 年５月 31 日庭園に整備し現在に至っております。 受付番号２番，本吉町寺沢。議案関係図面は 114 ページになります。都市計画区域外。農地以外に供された事由は，平成元年４月 25 日付け宮城県迫農指令第 98 号の許可により，平成元年 12 月 25 日造成工事を完了し，駐車場として転用し現在に至っております。 受付番号３番，本吉町府中。議案関係図面は 117 ページになります。都市計画区域外。農地以外に供された事由は，申請地をアスファルト舗装及び砂利敷に整地し，平成 12 年７月 10 日以来，現在に至っております。 以上，受付番号１番から３番の３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第６号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに

	補足説明をお願いいたします。
議　　長	受付番号１番と２番はいかがですか。６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。この２つの案件は，もう既にこの時点で県の許可を得ている，もう終わっている案件の場所でございます。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。25 番三浦委員。
25 番三浦委員	25 番三浦です。現地を確認して来たのですけど，ここに書かれているとおり何ら問題ないと思います。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件もですね，担当委員の調査によりまして，農地への復元性はないと判断されましたので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第６号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第８，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	(報告朗読)
及川次長	(内容説明) それでは，資料農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は合計１件，１筆，205 ㎡の農地変更届がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 質疑はないようですので，報告第１号を終わります。
議　　長	次に，日程第９，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。 はい，６番髙橋委員。

６番髙橋委員	６番髙橋です。議案の審議が終わったので，最後にまとめてちょっとだけ言うのは，最後の私の方の現地確認の結果の非農地証明でございますけども，もう既に県の許可書を出して転用許可しているのです。それをまた今回事務局が受け付けをした関係で，我々４人がこれをまた見るのですけども。見ても何も変わりないのですね。もう既に１回許可を出していいって言ったのが，10 年経ったからダメとなるわけはないのです。何で２回も出してくるのか，職員の方も大変だろうし，そこを一緒に見て歩く我々農業委員も無駄なことをやっているわけです。それで原因はどこにあるのか。今後どのようにしていったらよいのか，できることからやっていくということで，運営審議委員会で検討していただいたらいいのではないか。
議　　長	はい，大変貴重な御意見ありがとうございました。今言われたことを事務局それから運営審議委員会に諮りましてやっていきたいと思いますので，どうも本当にありがとうございました。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第 14 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後３時 17 分 令和４年７月 27 日 気仙沼市農業委員会